

# 特別職報酬等審議会 基本的な事項について

- 1 “特別職”とは？
- 2 “報酬等”とは？
- 3 新宿区特別職報酬等審議会
- 4 特別区人事委員会勧告とは？
- 5 一般職の給与決定のしくみ
- 6 期末手当と勤勉手当の違い

# 1 特別職 報酬等 審議会

⇒ “特別職” とは？

## 特別職とは・・・

区長、副区長、教育長、議員、  
教育委員、監査委員、選挙管理委員  
(地方公務員法第3条第3項1号)

- ・選挙や議会の同意により就任
- ・一定期間に限って任用

特別職の報酬等の額を変更する場合には、  
この審議会の意見を聞かなければならない。

## 一般職とは・・・

※特別職以外  
(地方公務員法第3条第2項)

- ・能力試験に基づき任用
- ・(原則として)身分保障

一般職の給料・手当等の変更は、  
特別区人事委員会勧告などにより決定される。

## 2 特別職 報酬等 審議会 ⇒ “報酬等” とは？

◎常勤職員 ⇒ 給料(地方自治法第204条)

(区長・副区長・教育長・常勤監査委員)

※(参考)給料:労働者等に対して、その雇い主が支払う報酬

・非常勤職員 ⇒ 報酬(地方自治法第203条の2)

(教育委員、選挙管理委員、非常勤の監査委員、附属機関の構成員等)

※(参考)労働の対価として給付される金銭等

◎議員 ⇒ 議員報酬

(地方自治法第203条)





## 3 新宿区特別職報酬等審議会

---

### 【特別職報酬等審議会の設置目的等】

特別職の報酬等を公正な立場から客観的に判断していただくため、その額の決定について意見を聞く機関として設置

⇒ 新宿区特別職報酬等審議会 昭和39年度に設置

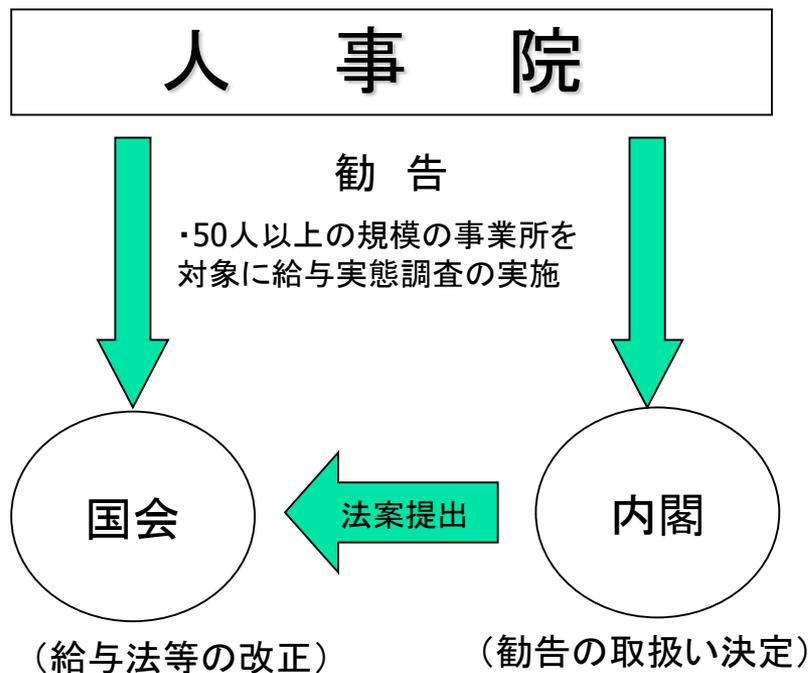
### 【現在の委員の構成】

10名

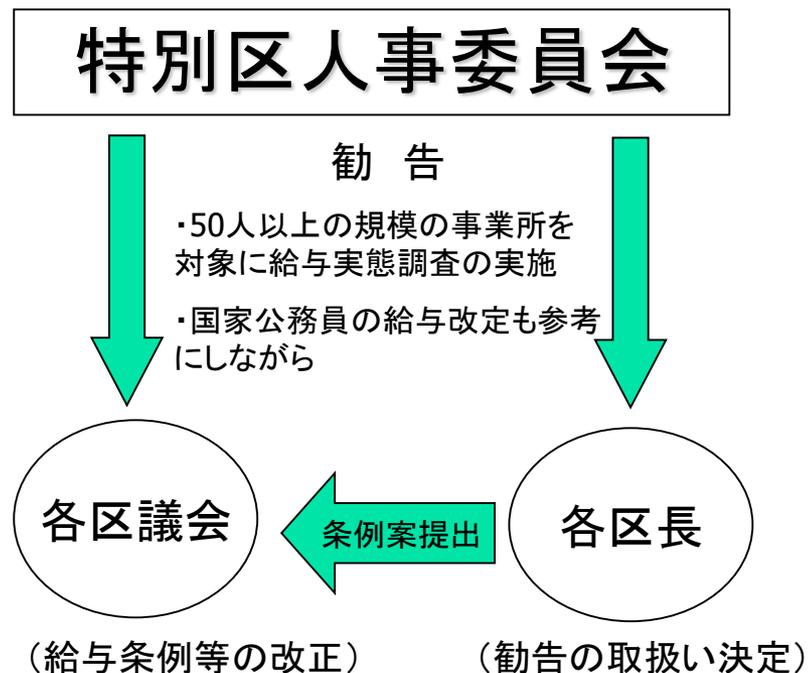
- ・各種団体の代表者(町会連合会、商店会連合会など)
- ・学識経験者
- ・元区議会議員
- ・公募委員

# 4 “特別区人事委員会勧告” とは？

## 国家公務員の場合

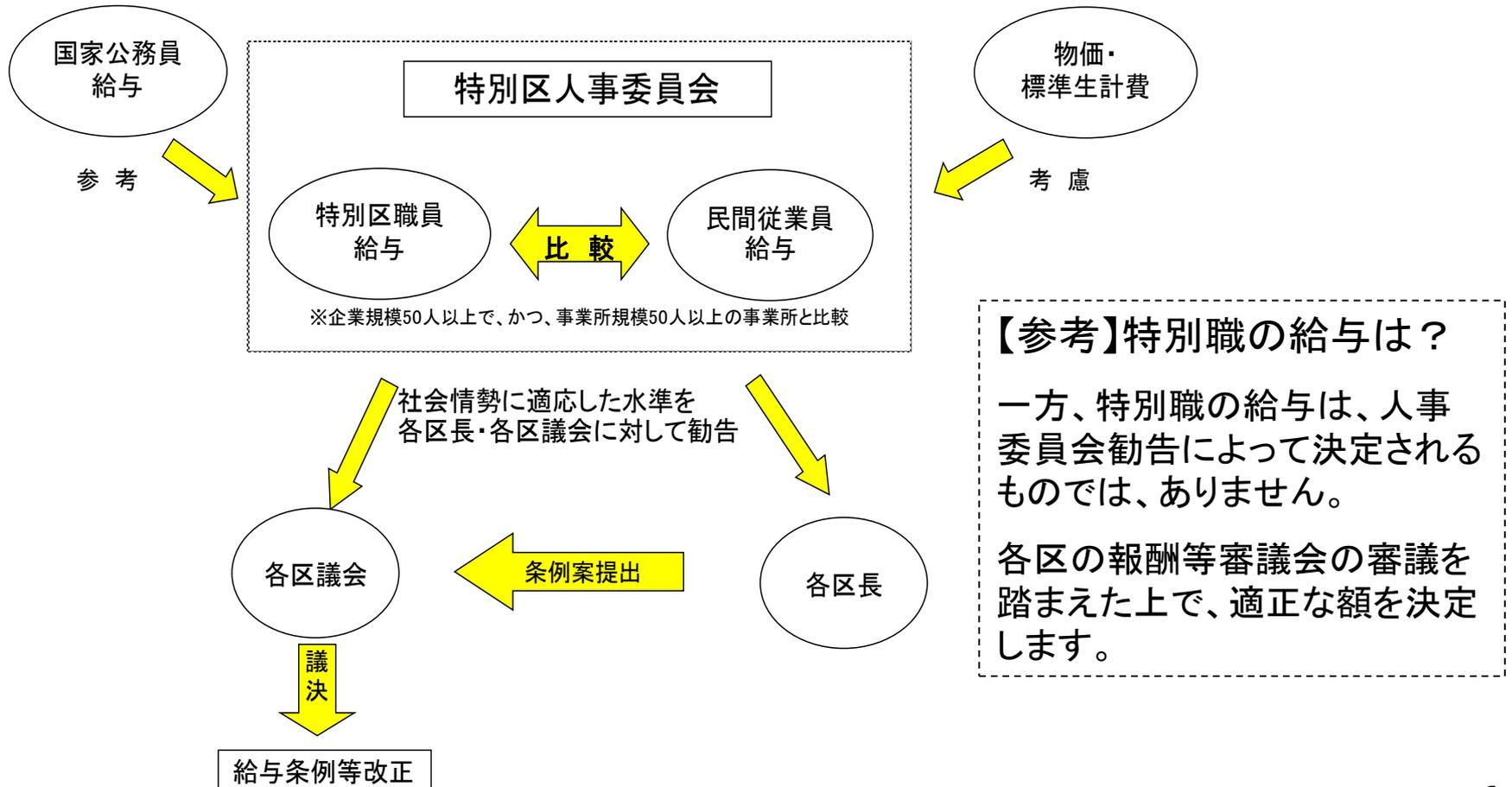


## 特別区の場合



※給与:労働者等に対して雇い主が支払う給料に加え、期末手当・扶養手当等の諸手当等を加えた総称

# 5 一般職の給与決定のしくみ





## 6 いわゆる“ボーナス”とは？ 期末手当と勤勉手当の違い

---

- いわゆる“ボーナス”と呼ばれるものは、次の2種類に分かれます。
  - ① 期末手当；民間における賞与等の一律支給分に相当
  - ② 勤勉手当；各職員の勤務実績に応じて支給される能力・実績給